令和七年一月二十八日関の廃止について、次のとおり届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機徳島県告示第四十二号

徳島県知事 後 藤 田 正 純

名称	所 在 地	開設者	廃止年月日
堀口整形外科	〇 二 板野郡北島町江尻字松ノ本ー	外科医療法人堀口整形	二十日
加川歯科	六八 一	加川公也	同
えもとこどもクリニック	徳島市北沖洲三丁目一 二四	どもクリニック医療法人えもとこ	二十八日
三愛薬局大津支店	四 一 川市大津町木津野字前の越	株式会社三愛薬局	三十一日
中野歯科医院	美馬市穴吹町穴吹李一 一	中野壽文	三十一日 八月
常三島歯科口腔外科	徳島市中常三島町三丁目一四	塩栗 大輔	同
大島医院	美馬市脇町大字脇町一三〇一	大島 英治	二十日 九月
春名産婦人科医院	五五徳島市南二軒屋町一丁目二	医療法人清芳会	三十日
川田歯科医院	同かちどき橋一丁目二七	川田真也	同
川原歯科医院	美馬市美馬町字宗重一二八	川原博雄	同
ごとう歯科医院	一二五 三 吉野川市川島町児島字東須賀	後藤裕士	同

同	西岡 すみ子	一 五鳴門市大麻町板東字西山田五	西岡薬局
同	日浦透	同 秋田町三丁目一八	日浦歯科医院
同	宇都宮正裕	同 住吉四丁目二 四六	宇都宮ひふ科形成外科
三十一日	津田達也	一 德島市北常三島町二丁目四八	つだ形成クリニック
六日十月	友成 信二	人 机野郡上板町七條字山神二二	友成医院